

岡山エコ事業所の認定制度について

県民や事業者のみなさんに、環境にやさしい企業として積極的にPRします。

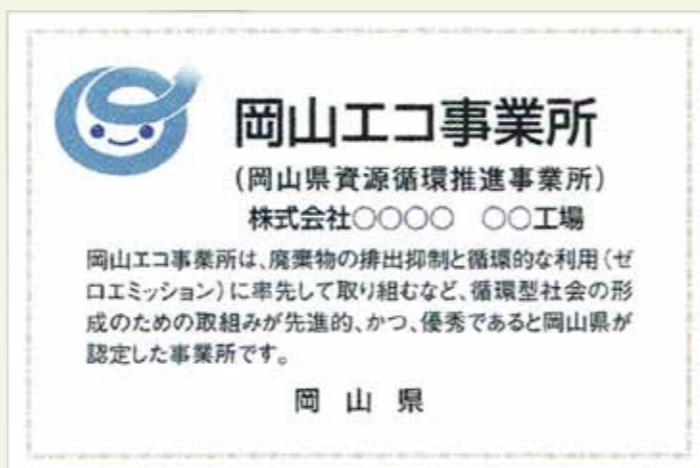


岡山県では、平成13年12月に制定した「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、平成16年2月に創設しています。

資源の有効な利用を促進するため、同条例に基づき岡山エコ事業所認定制度を

岡山エコ事業所認定制度とは

事業者が自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、これを定期的に公表、報告するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる事業所を県が岡山エコ事業所として認定し、その取組を事業者及び県民の間に広く周知することにより、岡山県エコ製品認定制度等とあいまって循環型社会の形成に向けての取組の促進を図ります。



認定銘板

認定手続き

所定の申請書に添付資料を添えて、**ゼロエミッション事業所**及び**一般事業所**は、**県庁循環型社会推進課**に、**小売店**は、お店のある地域を管轄する**県民局環境課**に提出してください。

申請内容が認定基準を満たしている事業所を認定します。(必要に応じて現場確認する場合があります。)

認定期間は5年間です。なお、期間中でも認定基準に適合しなくなった場合には、認定が取り消される場合があります。

まずは御相談ください



©岡山県「ももっち」、「うらっち」

申請書は循環型社会推進課ホームページからダウンロードできます。<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

認定を受けると

事業所に「認定証」と「認定銘板」を交付します。

県は、認定事業所の先進的な取組状況を各種媒体を活用して公表し、県民や事業者のみなさんに対し、環境にやさしい企業として積極的にPRします。



県の環境イベントでのPR



県の広報誌によるPR



県のホームページへの掲載



新聞紙面等の広告

詳しくは次ページへ

岡山エコ事業所は3部門

●ゼロエミッション事業所

循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所です。

●一般事業所

循環型社会の形成を推進するため、再生品の購入・使用等のグリーン調達などに積極的に取り組んでいる事業所です。

●小売店

循環型社会の形成を推進するため、再生品の販売や廃棄物の減量化・リサイクルなどに積極的に取り組んでいるお店です。

※対象は、県内の事業所です。